平成２５年（フ）第１５９号
神奈川県横須賀市大矢部２丁目13番９号　めぐみ荘202
債務者　高梨　一哉
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１９７号
広島県福山市曙町５丁目24番11号
債務者　菊田ヒデ子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第６２９号
北九州市小倉北区篠崎２丁目31番７号
債務者　矢野麻実香（旧姓吉原）
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６４３号
北九州市小倉北区黄金１丁目１番19号　山本秀雄方
債務者　菊川　秀勝
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６４９号
北九州市八幡西区木屋瀬２丁目22番21号102号
債務者　伊藤　衣里（旧姓堤）
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２０１号
青森市松原２丁目12番２号　松原ハイツ１号
債務者　小森　智子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５３２号
名古屋市中村区中島町３丁目11番地　東雲ビル４Ａ号
債務者　棚橋　一広
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９４４号
名古屋市中川区荒子１丁目186番地　グレイス荒子103号
債務者　余合美代子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８４０号
名古屋市南区豊４丁目18番69号　南豊東住宅１棟216号
債務者　磯村伸一朗（旧姓濵口）
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４６７号
岡山市北区奉還町４丁目９番18号
債務者　渡久地しのぶ（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６３号
岡山市南区浦安南町127番地２
債務者　樂前喜己子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７３６号
横浜市磯子区久木町23―27　セシリア磯子201、住民票上の住所横浜市磯子区磯子２丁目16番４号
債務者　下高原好野
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８０７号
横浜市磯子区杉田６丁目11番３号
債務者　原田　早季（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８号
栃木県小山市駅南町３丁目17番20号　メゾンドオランジュ102号
債務者　塚本すみれ（旧姓松七五三）
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第５４２号
静岡市駿河区下島190番地の２　アーバニティ小澤105号、旧住所静岡市駿河区国吉田３丁目４番47号
債務者　廣田ふさ子（旧姓吉元）
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１７０４号
東京都杉並区清水３丁目11―８―205
債務者　大樂　智子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部